枚方市条例第 4 号

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

枚方市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年枚方市条例第34号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の項中「身体障害者福祉法」を「健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、身体障害者福祉法」に改め、「中国残留邦人等支援給付関係情報」という。)」の次に「、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第3条第3項第1号から第3号までに規定する事項(以下「公的給付支給等口座登録簿関係情報」という。)」を加え、同表3の項中「身体障害者手帳関係情報」を「医療保険給付関係情報、身体障害者手帳関係情報」に改め、「中国残留邦人等支援給付関係情報」の次に「、公的給付支給等口座登録簿関係情報」を加え、同表4の項中「生活保護実施関係情報」を「医療保険給付関係情報、生活保護実施関係情報」に改め、「養育医療関係情報」の次に「、公的給付支給等口座登録簿関係情報」を加える。

附 則 [令和5年3月7日公布] この条例は、公布の日から施行する。